

大学生向け 講義用テキスト

— 税法を中心に —



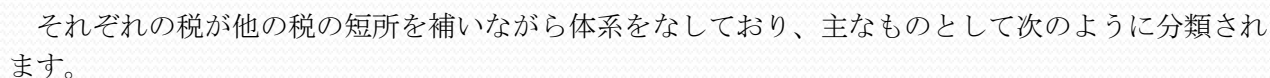
日本税理士会連合会

講義モデル

No	内 容	
1	我が国の租税の構造	1. 我が国の租税体系 2. 国税と地方税 3. 内国税と関税 4. 直接税と間接税 5. 収得税・財産税・消費税・流通税 6. 普通税と目的税
2	所得税	1. 所得税の概要 2. 所得税の税率構造の推移 3. 納税義務者と課税所得の範囲 4. 所得税の課税方法 5. 所得税の計算 6. 所得税の税率 7. 源泉徴収制度 8. 青色申告制度 9. 確定申告
3	法人税	1. 法人税の概要 2. 法人税の税率 3. 法人税の納税義務者 4. 法人税の納税地 5. 法人税の申告 6. 法人税の納付 7. 法人税の計算方法
4	消費税	1. 消費税の概要 2. 消費税の税率の移り変わり 3. 消費税の用途 4. 消費税の納税義務者 5. 消費税の納付税額の計算 6. 一般課税方式と簡易課税方式 7. 消費税の会計処理 8. 消費税の逆進性 9. 課税・非課税の区分
5	相続税	1. 相続税の概要 2. 相続税の納税義務者と課税財産 3. 相続税の税率 4. 相続税のかかる財産、かからない財産
6	租税法の基本原則	1. 租税法律主義 2. 租税公平主義 3. 自主財政主義
7	税理士の役割	税理士の使命及び税理士の仕事

* 必ずしも上記の項目すべてを行う必要はなく、講師の判断で項目を選択してください。

我が国の現在の税体系は、次のとおりです。



2. 国税と地方税

- ・ 国 税 … 国が賦課・徴収する租税
- ・ 地方税 … 地方公共団体が賦課・徴収する租税で、都道府県税と市町村税に分かれます。
そのほか、国が賦課・徴収した租税を、財政力の均等化ないし補強のために地方公共団体に交付ないし譲与する地方交付税（所得税・酒税・法人税・たばこ税の一部）と地方譲与税（自動車重量税の一部）などがあります。

国税に関する法律には2種類あり、租税法律関係に関する基本的事項及び各国税共通の事項について定めている法律の「国税通則法」、「国税徴収法」、「国税犯則取締法」と、それぞれの国税に関する法律の「所得税法」「法人税法」、「消費税法」などがあります。

地方税については、統一的な法典として「地方税法」（地方公共団体の課税権ないし準則を定める法律）があります。

3. 内国税と関税

- ・ 内国税 … 国税のうち、関税、とん税、特別とん税以外のもの。（国税庁が管轄する。「国税通則法」、「国税徴収法」及び「国税犯則取締法」を適用するもの。）
- ・ 関 税 … 外国からの輸入貨物に課されるもの。（税関が賦課・徴収する。とん税、特別とん税も同じ。）

なお、我が国の関税率は以下の二つ方法に基づいて決められています。

- （1）法律（「関税定率法」、「関税暫定措置法」）に基づいて定められている税率（国定税率）。
- （2）条約（WTO協定）に基づき定められる税率（協定税率、WTO譲許税率とも呼ばれます）。

※ WTOの協定上、WTO加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことを約束（譲許）しています。（関税法及び関税定率法を適用）

4. 直接税と間接税

- ・ 直接税 … 所得や財産などの担税力（直接の標識（表現）と考えられるもの）を対象として課される租税で累進的といえます。
- ・ 間接税 … 消費や取引など担税力（間接的に推定させる事実）を対象として課される租税。比例的ないし逆進的といえます。

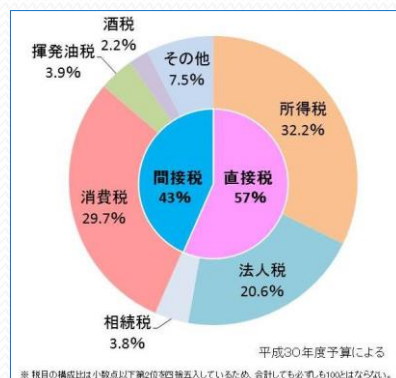
■ 直間比率

以前は、国税、地方税ともに直接税が中心となっていましたが、近年、直接税と間接税の割合は均衡しつつあります。この直接税と間接税の割合を「直間比率」といいます。

直接税中心主義は、脱税の誘因になりやすく、また、間接税は低所得者にとって、収入に対する負担の割合が高くなるという「逆進性（※）」の問題があります。

（※）逆進性

消費税を中心として間接税に対していわれている問題の一つです。それぞれが逆の方向に進む傾向をいいます。例えば、消費税率が上がると低所得者ほど収入に対する負担の割合が高くなり、高所得者よりも税負担率が大きくなるという問題です。



5. 所得税・財産税・消費税・流通税

・担税力の標識及び課税物件の相違を基準とする区別で下記のとおりです。

①所得税 … 収入（貨幣またはそれに代わる経済価値の取得）を得ている事実に着目して課される租税で、以下の二つに分けられます。

・所得税 … 所得を直接に対象（例：所得税・法人税・住民税等）

・収益税 … 所有する生産要素（事業等）からもたらされる収益を対象（事業税・鉱産税等）

※ 相続税及び贈与税については、所得税の補完税か財産税の一部かについて争いがあります。

②財産税 … 財産の所有という事実に着目して課される租税で、以下の二つに分かれます。

・一般財産税 … 財産の全体または純資産を対象。現行では相続税と贈与税があり、大きな再分配機能をもっています。

・個別財産税 … 特定種類財産を対象。名目的財産税とも呼ばれ、地価税・固定資産税・自動車税などの個別の財産を課税対象としており、負債を差し引くことなく個別財産の総価値を課税標準として課される税です。

③消費税 … 物品またはサービスを購入・消費するという事実に着目して課される租税。

・直接消費税 … 消費行為そのものを直接対象。（例：ゴルフ場利用税・入湯税など）

・間接消費税 … 製造業者や小売人によって納付された租税が価格に含められ消費者に転嫁していくことが予定されている。二つに分かれます。

・個別消費税 … 物品・サービスの範囲によって、特定の物品・サービスのみを対象。（たばこ税・揮発油税・関税等）

・一般消費税 … すべての物品・サービスを対象。（消費税（付加価値税））

④流通税 … 権利の取得・移転をはじめ取引に関する各種の事実的ないし法律的行為を対象とする租税。登録免許税・印紙税・不動産取得税等があります。

6. 普通税と目的税

・普通税 … 用途を特定せず一般経費に充てる目的で課される租税

・目的税 … 最初から特定の経費に充てる目的で課される租税

※特定財源 … 税法上は用途が特定されませんが、財政上の措置として、その税収の全部または一部が特定事業の財源に充てることとされている租税。（牛肉等関税、航空機燃料税、たばこ特別税、自動車重量税、石油石炭税）

2. 所得税

1. 所得税の概要

所得税とは、個人に課税される税金であり、担税力の源泉を、所得、消費及び資産と区分した場合に、所得に対して課される税金をいいます。法人税と並び日本の租税体系の中心となる国税です。

所得は金銭だけでなく、「人が得た経済的利得」であり、物や権利も含まれ、具体的に所得を大きく分類すると10種類（税法上では9種類）に分けられ、それぞれの所得ごとに課税方法や税額の計算（算出）方法が異なっています。

所得税は、1年間の合計所得に対して課税されます。その対象となる所得は10種類です。10種類の所得は、一時所得および雑所得を除くと、①資産性所得、②資産勤労結合所得、③勤労所得に大別されます。

①資産性所得		②資産勤労結合所得	③勤労所得	その他
1. 利子所得	4. 山林所得	6. 事業所得	7. 給与所得	9. 一時所得
2. 配当所得	5. 譲渡所得		8. 退職所得	10. 雑所得
3. 不動産所得				

種類	内容		計算方法
①利子所得	預貯金・国債などの利子の所得		収入金額＝所得金額
②配当所得	株式や出資の配当などの所得		収入金額－株式などを取得するための借入金の利子
③不動産所得	土地や建物を貸している場合の所得		総収入金額－必要経費
④事業所得	商工業・農業などの事業をしている場合の所得		総収入金額－必要経費
⑤給与所得	給料・賃金・ボーナスなどの所得		収入金額－給与所得控除額又は特定支出
⑥退職所得	退職金・一時恩給などの所得		(収入金額－退職所得控除額)×1/2
⑦山林所得	山林の立木を売った場合の所得		総収入金額－必要経費－特別控除額(※注1)
⑧譲渡所得	総合課税	事業用の車などを売った場合 所有期間5年以下	総収入金額－取得費－特別控除額(※注1) 譲渡費用
		所有期間5年超	(総収入金額－取得費－特別控除額(※注1))×1/2 譲渡費用
	分離課税	土地や建物などを売った場合 所有期間5年以下	総収入金額－取得費－特別控除額(※注2) 譲渡費用
		所有期間5年超	総収入金額－取得費－特別控除額(※注2) 譲渡費用
		株式などを売った場合 申告分離課税	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)
⑨一時所得	生命保険の満期一時金・立退料など一時的な所得		(総収入金額－収入を得るために－特別控除額(※注1))×1/2 支出した費用
⑩雑所得	公的年金等・生命保険契約等に基づく年金など①～⑨以外の所得		総収入額－必要経費又は公的年金等控除額

※注1：特別控除は50万円限度。 ※注2：収用等、居住用財産の譲渡等の特別控除あり。 出典：日税連「やさしい税金教室」平成26年度版

2. 所得税の税率構造の推移

		昭和49年	59年	62年	63年	平成元年	7年	11年	19年	27年～
所得税	最低税率	10%	10.5%	10.5%	10%	10% ～300万	10% ～330万	10% ～330万	5% ～195万	5% ～195万
	最高税率	75%	70%	60%	60%	50% 2,000万～	50% 3,000万～	37% 1,800万～	40% 1,800万～	45% 4,000万～
	刻み	19段階	15段階	12段階	6段階	5段階	5段階	4段階	6段階	7段階
住民税	最高税率	18%	18%	18%	16%	15%	15%	13%	10%	10%
	刻み	13段階	14段階	14段階	7段階	3段階	3段階	3段階	1段階	1段階
住民税と合わせた最高税率		93% ※注	88% ※注	78%	76%	65%	65%	50%	50%	55%

※注：49年及び59年については賦課制限があります。 出典：「わが国の税制の概要」より抜粋

3. 納税義務者と課税所得の範囲

- ・ 所得税 … 担税力の源泉を、所得、消費及び資産と区分した場合に、所得に対して課される税金で、「直接税」に該当します。

所得税法は、広義の所得に対する税のうち、個人の所得に対する税金について定めた日本の法律で、日本の国税の中で最も重要なものの一つ。多くの国々においても基幹税の一つであり、重要な地位を占めています。

納税義務者の区分		課税所得の範囲
居住者	・国内に住所を有する個人 ・現在まで引き続き1年以上居所を有する個人	・全ての所得(全世界所得)
非永住者	・日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人	・国内源泉所得 ・国外源泉所得(国内払い、国内送金分に限る)
非居住者	・居住者以外の個人	・国内源泉所得のみ
内国法人	・国内に本店又は支店たる事務所を有する法人(人格のない社団等を含む)	・国内において支払われる内国法人に係る所得税の課税標準(所得税法第174条)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配金及び賞金 ・懸賞金付預貯金等の懸賞金等(租税特別措置法第41条の9) ・割引債の償還差益(租税特別措置法第41条の12)
外国法人	・内国法人以外の法人(人格のない社団等を含む)	・国内源泉所得のうち特定のもの ・懸賞金付預貯金等の懸賞金等 ・割引債の償還差益

- ・ 居住者と非居住者
個人納税者は、所得税法上「居住者」と「非居住者」に区分されます。居住者は、「非永住者以外の居住者」と「非永住者」の二つに分かれます。
 - ・ 複数の滞在地がある人の居住者と非居住者の判断基準（客観的事実）
 - ① 住居がどこにあるか
 - ② どこで職業についているか
 - ③ 資産がどこに存在するか
 - ④ 生計を一にする配偶者等の親族がどこに住んでいるか
 - ⑤ 国籍
 - ・ 法人は、「内国法人」と「外国法人」に区分されます。
 - ・ 内国法人 … 国内に本店又は主たる事務所を有する法人。公団法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等及び普通法人に区分しています。
 - ・ 外国法人 … 内国法人以外の法人。人格のない社団等及び普通法人に区分しています。
- ※外国法人の子会社等で日本に設立された外資系法人は内国法人となります。

2. 所得税

・ 非居住者及び外国法人への課税

日本での所得の有無	所在地国との租税条約締結の有無	課税の適用関係
有	有	租税条約を適用
	無	国内税法を適用
無	-	課税なし

※外国に住んだとき（海外転勤者又は海外出向者）

日本国内の会社に勤めているサラリーマンが、1年以上の予定で海外の支店などに転勤又は海外の子会社に出向すると、一般的には日本国内に住所を有しない者と推定され、所得税法上の非居住者となります。

- ① 国外勤務で得た給与については、原則として日本の所得税は課税されません。したがって、非居住者となるまでに日本国内で得た給与について源泉徴収された所得税を精算する必要があります。その場合の精算方法は、非居住者となる時までに会社が年末調整と同じ方法で行います。（年初に提出した「給与所得者の扶養控除申告書」の他に「給与所得者の保険料控除申告書」を提出し、支払保険料を控除します。配偶者特別控除を受ける場合は、併せて「給与所得者の配偶者特別控除申告書」も提出します。）
- ② 非居住者の所得のうち、日本国内で発生した一定の所得（例：貸家などの不動産所得）があれば、毎年確定申告書を提出しなければなりません。その場合は、非居住者の確定申告書の提出や税金の納付等、納税義務を果たすべき納税管理人（法人でも個人でも可）を定める必要があります。

4. 所得税の課税方法

所得税の課税方法は、「総合課税」と「分離課税」がありますが、所得の種類によって異なります。

- ・ 総合課税 … その年の所得を全て合計した総所得金額に対して、一つの税率で税額が決まります。
- ・ 分離課税 … 総合課税と分離して個別に決められた税率で税額が決まります。

代表的なもの：土地建物等の譲渡による譲渡所得

5. 所得税の計算

収入金額から必要経費と損失、所得控除を差し引いた金額が、課税の対象となります。

- ① 収入金額－（必要経費＋損失）＝所得金額
- ② 所得金額－所得控除（※）＝課税所得
- ③ 課税所得×税率＝所得税額

※所得控除：各納税者の個人的事情を考慮して、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除等14種類の所得控除があります。

6. 所得税の税率

所得税の税率は、所得が多くなるほど税率が高くなる「**超過累進税率**」にです。分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分され、課税される総所得金額(千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に対する所得税の金額は、速算表を使用すると簡単に求められます。

所得税速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

■ 累進課税方式

累進課税方式は税制を評価するいくつかの基準のうち、**垂直的公平**（（※）応能負担の原則）を満たす税制です。高額所得者ほどより高い税率が課されるという課税方式で、所得課税としては世界的にも一般的な方法となっています。日本の所得税は、**超過累進課税**という方式を採用しており、一定の金額ごとに異なる税率が定められています。そのため、所得金額による税額の逆転は起こらないように計算上の配慮がなされています。

垂直的公平：負担能力の大きい人に、より大きな負担をしてもらう

（※）**応能負担の原則**

納税者はその支払能力に応じて納税すべきであるとする考え方です。

憲法第13条、14条、25条、29条から導かれる負担公平原則です。例えば、所得課税では、高所得者には高い負担、低所得者には低い負担を課す。また、同じ所得でも、給与所得などの勤労所得と利子・配当・不動産などの資産所得とでは、質的に所得の源泉が異なるので、前者には低負担を、後者には高負担を課すというものです。

7. 源泉徴収制度

源泉徴収制度とは、給与、利子、配当、報酬などを支払う者が、その支払いの際に、その都度、所定の方法によって所得税を計算し、給与等の金額から差し引いた所得税を国に納付する制度です。

8. 青色申告制度

不動産所得、事業所得、山林所得がある人で、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて適正な申告をする人に対して、所得金額の計算などについて有利な取り扱いが受けられる制度（青色申告特別控除最高65万円または最高10万円、青色事業専従者給与の必要経費算入など）。なお、制度の適用を受けるには、事前に税務署への届出が必要です。

9. 確定申告

・確定申告が必要な人

- ① 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人（給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の人を除く）
- ④ 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- ⑤ 災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている人
- ⑥ 源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人
- ⑦ 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人

・その他（青色申告）

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、確定申告及びその確定申告についての修正申告を青色申告書によって提出することができます。

・申告期間

原則として、毎年2月16日から3月15日です。申告期限が土日祝日の場合は、その翌日が申告期限となります。

・申告方法及び納税方法

申告方法は①郵便または信書便により所轄税務署に送付する②住所地の所轄税務署に持参する③電子申告（（※）e-Taxを利用）があります。

また納税については、①振替納税を利用②現金で納付（金融機関や所轄の税務署の納税窓口）③電子納税があります。

（※）e-Tax

予め税務署に開始届を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

3. 法人税

1. 法人税の概要

法人税とは、法人（株式会社・有限会社・協同組合など）が得た所得（別段の定めがあるものを除き売り上げから必要経費などを差引いた額）に課税される税金のことで、個人の所得に課税される所得税と並び、日本の租税体系の中心となる国税となっています。

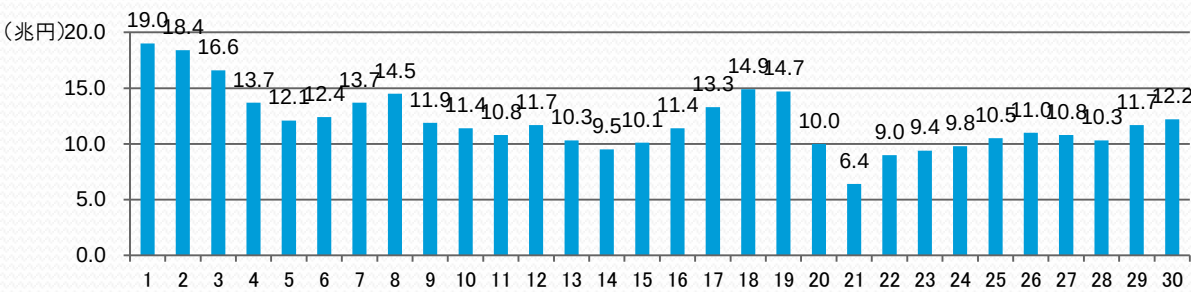
日本の国税としての法人税は、明治32（1899）年に所得税法の規定により第一種の所得税として創設され、昭和15（1940）年に所得税から独立して法人税となったものです。

アメリカでは所得税の一種として考えられており、法人所得税と呼ばれています。

法人の所得にかかる税には、地方税分である法人事業税、法人道府県民税や、地方法人特別税などがあり、これらの税も一緒に課税されることとなります。また、平成26（2014）年には地方法人税（国税）が創設されました。

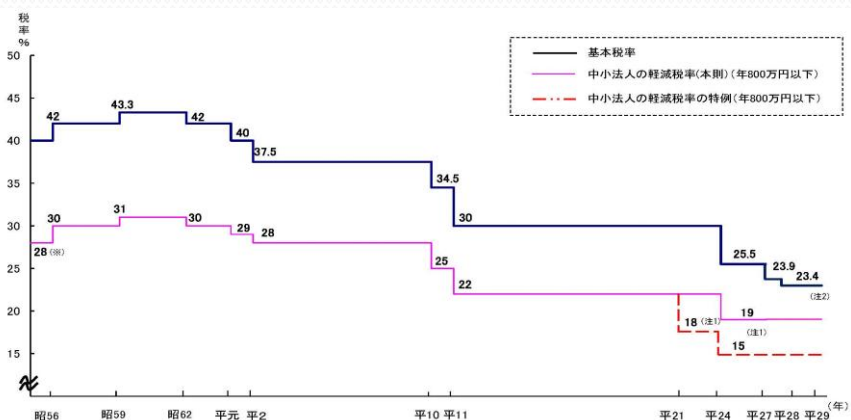
法人税は原則として黒字法人のみが支払い、赤字法人には課税されないため、景気後退においては赤字法人が増加し、法人税収は大幅に低下することがあります。

・法人税収の推移



（注） 1. 法人税収は、平成28年度以前は決算額、29年度は実績見込額、30年度は予算額。
2. 平成24年度、25年度の2年間は、法人税額の10%の復興特別法人税が課されている。

・法人税率の推移



（注1） 中小法人の軽減税率の特例（年800万円以下）について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から平成31年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。
（注2） 基本税率について、平成30年4月1日以後開始する事業年度は23.2%。
（※） 昭和56年4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

出典：財務省HP「法人課税に関する基本的な資料（平成30年5月現在）」

2. 法人税の税率

区分		法人税率	地方法人税率
適用関係		平30.4.1から開始する事業年度	
中小企業、一般社団法人等及び 人格のない社団等	年800万円以下の部分	15%	法人税率の 4.4%
	年800万円超の部分	23.2%	
中小法人以外の普通法人		23.2%	
一般社団法人等以外の公益法人等、協同組合等及び 特定の医療法人(一定の法人を除く)	年800万円以下の部分	15%	
	年800万円超の部分	19%	

法人税の基本税率は、グローバル化に対応するとともに国際競争力を強化する観点から、税率を引き下げてきました。一方、法人税収については景気の動向により大きく変動していますが、近年の企業収益回復時も税率の引下げやそれ以外の企業減税により、税収自体は大幅には回復しませんでした。また、平成20年度以降は、リーマンショック後の景気の低迷により、税収は大きく落ち込んでいます。

3. 法人税の納税義務者

納税義務者の区分		課税所得の範囲
内国法人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人 (人格のない社団等を含む)	全ての所得(全世界所得 ※ただし外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当については、その95%相当額を益金不算入。
外国法人	内国法人以外の法人 (人格のない社団等を含む)	国内源泉所得のみ

4. 法人税の納税地

内国法人の法人税の納税地は、原則として、その本店又は主たる事務所の所在地です。法人を新たに設立した場合には、設立の日から2ヶ月以内に納税地等を記載した設立届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。

5. 法人税の申告

- ・ 法人税確定申告書の提出期限
原則として、各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に提出する必要があります。
- ・ 申告書記載事項
法人税の確定申告書への主な記載事項は次のとおりです。法人名、納税地、代表者名、事業年度、所得金額又は欠損金額、税額。
- ・ 添付書類
法人税の確定申告書への主な添付書類は次のとおりです。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書、事業概況書。

6. 法人税の納付

法人税はその申告書の提出期限までに納付する必要があります。確定申告書の場合の法人税の納付期限は、原則として各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内です。

7. 法人税の計算方法

- ・ 所得計算
会計の利益は収益から費用を控除して計算しますが、法人税の所得は益金から損金を控除して計算します。

$$\text{益金} - \text{損金} = \text{課税所得}$$

収益と益金、費用と損金はそれぞれ近い概念ですが、計算目的が異なるため実際には一致しません。一部で収益となっても益金とならないものや、費用・損失となっても、損金に含むことができないものがあるのです。従って、会計の利益から法人税の所得へ修正する必要が生じます。

- ・ 税額計算
計算した所得に基づいて、その所得に法人税率を乗じて税金を計算します。その際、特例によって控除する金額や加算する金額について調整を加えたり、中間申告などで前払したりしている法人税などがあれば控除し、控除額が大きい時は還付されます。

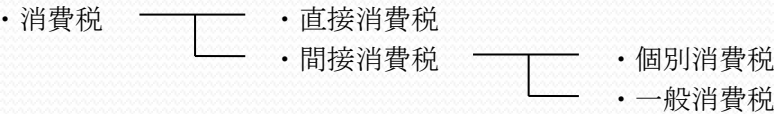
$$\text{課税所得} \times \text{法人税率} - \text{各種税額控除} - \text{法人税の中間納付分} = \text{納付税額}$$

4. 消費税

1. 消費税の概要

消費税は消費そのものを課税対象とする**直接消費税**と最終的な消費の前段階で課される**間接消費税**に分類できます。前者にはゴルフ場利用税などが該当し、後者には酒税などが該当します。

間接消費税はさらに課税対象とする物品・サービスの消費を特定のものに限定するかどうかに応じ、**個別消費税**と**一般消費税**に分類できます。

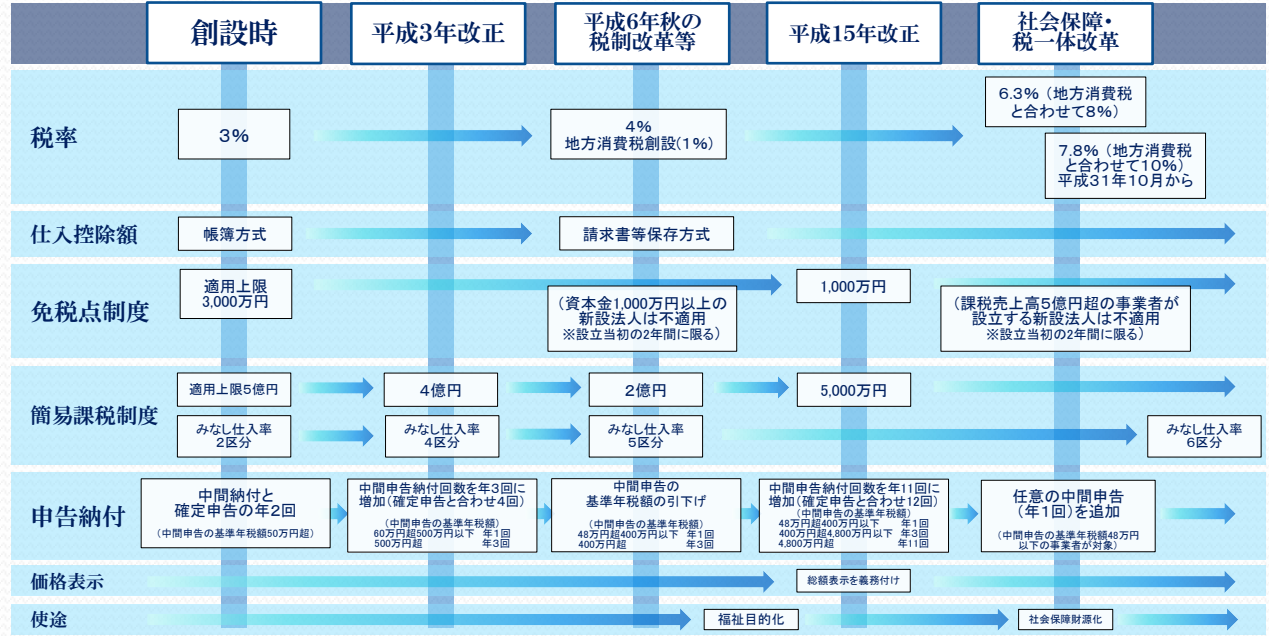


※ 日本では、いわゆる「消費税（消費税及び地方消費税）」を導入しており、これは一般消費税に該当します。

以降は日本の消費税について記載します。

2. 消費税の税率の移り変わり

昭和63（1988）年12月に創設。
平成元（1989）年4月1日から実施。 **税率3%**。
平成9（1997）年4月1日より **税率5%**（消費税4%+地方消費税1%）に引き上げられました。
平成16（2004）年4月1日より税込み表示とすることが義務づけられた。
平成24（2013）年8月、消費増税を柱とした社会保障・税一体改革関連法案が参院本会議にて可決。
平成26（2014）年4月1日より **税率8%**（消費税6.3%+地方消費税1.7%）に引き上げられました。
平成31（2019）年10月に **税率10%**（消費税7.8%+地方消費税2.2%）に引き上げられる予定です。



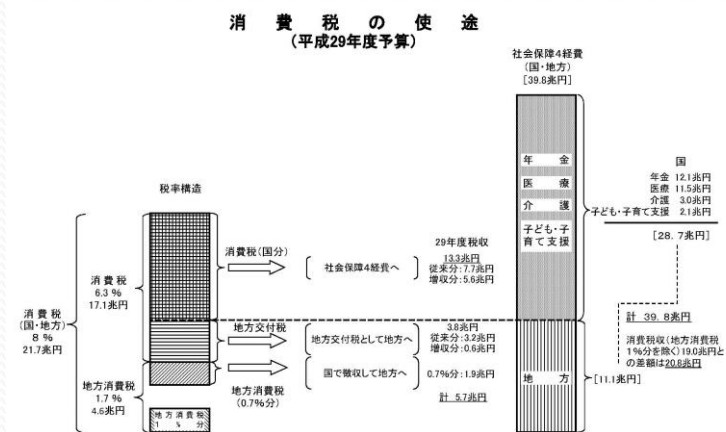
(注) 平成23年度改正において、免税点制度は、前年又は前事業年度上半期の課税売上高が1,000万円を超える事業者は不適用とする改正が行われました。

(法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用されています。)

出典：財務省HP「もっと知りたい税のこと」を基に作成

3. 消費税の使途

消費税の税収が充てられる経費（地方交付税交付金を除く）の範囲は、予算総則において、「年金」、「医療」、「介護」、「子ども・子育て支援」に限られています。



(注1) 合計額が一致しない箇所は端数処理の関係による。

(注2) 年金の額には年金特例公債に係る償還費等約0.3兆円を含む。

(注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。

(注4) 平成29年度予算における社会保障の充実には消費税増収分1.35兆円と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果0.49兆円を活用し、合計1.84兆円の財源を確保している。

(注5) 地方消費税は休日調整後。

出典：財務省HP「消費税の使途に関する資料（平成30年5月現在）」

4. 消費税の納税義務者

国内取引の場合には、事業者は、非課税取引を除き、事業として行った資産の譲渡や貸付け、役務の提供について消費税の納税義務を負うことになっています。このように、国内取引の消費税の納税義務者は事業者ですから、事業者でない者は納税の義務はありません。

なお、事業者とは個人事業者（事業を行う個人）及び法人をいい、法人には株式会社等の営利法人、公共法人、公益法人等のほか人格のない社団等も法人とみなされていますので公共法人、公益法人等や人格のない社団等も課税資産の譲渡等を行う場合には納税義務者となります。また、国や地方公共団体も事業者となり課税資産の譲渡等を行う限り納税義務者となります。

※納税義務の免除

消費税には免税点が設けられており、その課税期間に係る基準期間（個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の場合には、その課税期間の納税義務が免除されます。新たに事業を始めた場合には、その時点では基準期間の売上げはないため、原則として、免税事業者になります。（注）ただし、基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人については、免税事業者にはならない旨の特例が設けられています。

なお、免税事業者であっても届出書を提出することにより課税事業者になることを選択することができます。

(注) 当課税期間の基準期間における課税売上高が、1,000万円以下であっても特定期間＜当課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間＞の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となる。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与支払額の合計により判定することもできる。

4. 消費税

課税事業者となる場合

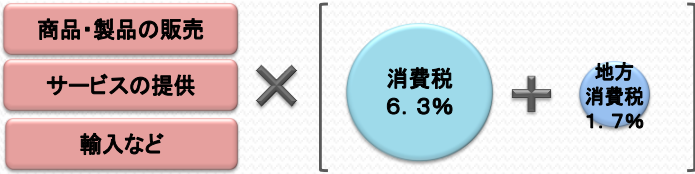
- ① 基準期間(当事業年度の前々事業年度)の課税売上高が、1,000万円を超える場合
- ② 基準期間における課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」の適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに届出書を所轄税務署長に提出している場合
- ③ ①、②に該当しない場合で、特定期間(前年1月1日～6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える場合
(なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与支払額の合計額により判定することもできます。)

<備考>

資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人(新設法人)の場合、その基準期間のない事業年度については、納税義務は免除されません⇒課税事業者となります。

5. 消費税の納付税額の計算

消費税の内訳は、「国税6.3%+地方消費税1.7%」となっており、納税義務者が併せて国(税務署)に申告、納税することとなっています。



6. 一般課税方式と簡易課税方式

① 一般課税方式

一般課税方式とは、課税売上げにかかる消費税額から、課税仕入れ等にかかる消費税額(以下、「仕入控除税額」という。)を差し引いて計算する方法で、納付税額を計算するうえでの原則的な方法とされています。

ここでいう課税売上げとは、消費税の課税の対象となる取引に基づいて受領した対価であり、課税仕入れ等とは、消費税の課税の対象となる取引に基づいて支払った対価です。

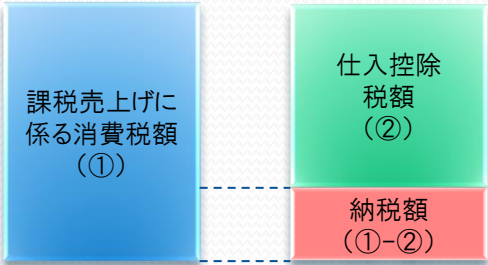
② 簡易課税方式

基準期間の課税売上高が5,000万円以下となる中小事業者については、事務負担軽減のため、課税売上高のみから納付税額を計算する「簡易課税制度」を選択することができます。

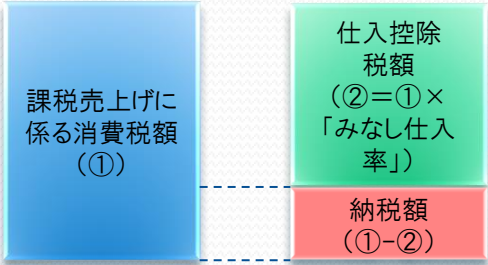
この方法による場合、その法人の売上げを、取引内容により六つの区分に分類し、その区分ごとに設定された「みなし仕入率」を適用して、納付税額が計算されます(消費税法第37条1項、消費税法施行令57条1項、消費税法基本通達13-2-1)。

なお、この簡易課税方式を選択した場合には、2年間以上継続して適用した後でなければ、一般課税方式へ変更することはできません(消費税法第37条5項)。

納税額計算の原則(一般課税)



納税額計算の特例(簡易課税)



みなし仕入率	
第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等)	70%
第4種事業(第1～3、5種事業以外)	60%
第5種事業(金融業、保険業)	50%
第6種事業(不動産業)	40%

7. 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込経理と税抜経理があります。いずれの方法を選択するかは事業者の任意です。いずれの方法を採用しても、納付消費税額は同額となりますが、税込経理の場合は、所得金額に影響が出てきます。

また、会計処理は原則として、すべての取引について同じ方式の会計処理により行います。

区分	税込経理	税抜経理
経理方法	消費税額と取引の対価の額を区分しない経理方式。	消費税額と取引の対価の額を区分する経理方式。
特徴	事業の損益は消費税によって影響されますが、税抜計算の必要はありません。	事業の損益は消費税額によって影響されませんが、税抜計算の手数がかかります。

8. 消費税の逆進性

税金はその人の所得に応じて負担するべきであるという考え方があります。消費税の場合はその関係が逆になります。所得の低い人の負担割合の方が、所得の高い人より増えるのです。

これを消費税の逆進性といいます

消費税の負担額が増えるのではなく、所得に占める割合の問題です。
例えば、1人分の食費が100万円の場合、所得1,000万円の人にとっては所得に占める食費の割合は10%ですが、所得500万円の人には20%になります。
同様の条件で、さらに消費税が10万円増えた場合を考えると、所得1,000万円の人にとっては1%の増加であるのに対して、所得500万円の人にとっては2%の増加となり、高額所得者の負担割合が軽くなります。これが現在問題になっている消費税の逆進性です。

9. 課税・非課税の区分

消費税には、課税取引、非課税取引があります。

<課税取引>

1. 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等

- (1) 事業者が事業として行う取引
「事業者」とは、個人事業者（事業を行う個人）と法人をいいます。「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等を繰り返し、継続かつ独立して行うことをいいます。従って、個人の中古車販売業者が行う中古車の売買は事業として行う売買になりますが、サラリーマンがたまたま自分の自家用車を手放す行為などは、事業として行う売買とはなりません。なお、法人は事業を行う目的をもって設立されたものですから、その活動はすべて事業となります。
- (2) 対価を得て行う取引
「対価を得て行う」とは、物品の販売などをして反対給付を受けることをいいます。すなわち反対給付として対価を受け取る取引をいいます。従って、寄附金や補助金などは、一般的には対価性がないため、課税の対象とはなりません。また、無償の取引や宝くじの賞金なども原則として課税の対象になりません。
- (3) 資産の譲渡等
消費税法上「資産の譲渡等」とは事業として有償で行われる商品や製品などの販売、資産の貸付及びサービスの提供をいいます。

2. 外国貨物の輸入

「外国貨物の輸入」については、保税地域から引き取られる外国貨物が課税対象となります。この場合、引き取る者が事業者であるかどうかは問わないので、事業者はもとより一般消費者も納税義務者になります。（消法2、4、消基通5-1-1~2）

＜非課税取引＞

国内において行われる資産の譲渡等のうち、消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から、課税しない非課税取引が定められています。消費税法第6条別表1に掲げられた土地の譲渡・貸付や有価証券、療養、若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等が含まれます。

(1) 土地の譲渡及び貸付け

土地には、借地権などの土地の上に存する権利を含みます。ただし、1か月未満の土地の貸付け及び駐車場などの施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税取引にはあたりません。

(2) 有価証券等の譲渡

国債や株券などの有価証券、登録国債、合名会社などの社員の持分、抵当証券、金銭債権などの譲渡。ただし、株式・出資・預託の形態によるゴルフ会員権等の譲渡は非課税取引にはあたりません。

(3) 支払手段の譲渡

銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、約束手形などの譲渡。ただし、これらを収集品として譲渡する場合は非課税取引にはあたりません。

(4) 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等

預貯金や貸付金の利子、信用保証料、合同運用信託や公社債投資信託の信託報酬、保険料、保険料に類する共済掛金などです。

(5) 日本郵便株式会社などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡及び地方公共団体などが行う証紙の譲渡

(6) 商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡

(7) 国等が行う一定の事務に係る役務の提供

国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づいて行う一定の事務に係る役務の提供で、法令に基づいて徴収される手数料。なお、この一定の事務とは、例えば、登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付などです。

(8) 外国為替業務に係る役務の提供

(9) 社会保険医療の給付等

健康保険法、国民健康保険法などによる医療、労災保険、自賠責保険の対象となる医療などです。ただし、美容整形や差額ベッドの料金及び市販されている医薬品を購入した場合は非課税取引にはあたりません。

(10) 介護保険サービスの提供

介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス、施設サービスなど。ただし、サービス利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などの対価は非課税取引にはあたりません。

(11) 社会福祉事業等によるサービスの提供

社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、更生保護事業法に規定する更生保護事業などの社会福祉事業等によるサービスの提供。

(12) 助産

医師、助産師などによる助産に関するサービスの提供。

(13) 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供

(14) 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け

義肢、盲人用安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、改造自動車などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及びこれら身体障害者用物品の修理のうち一定のもの。

(15) 学校教育

学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上などの一定の要件を満たす各種学校等の授業料、入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明手数料など。

(16) 教科用図書の譲渡

(17) 住宅の貸付け

契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限られます。ただし、1か月未満の貸付けなどは非課税取引にはあたりません。

(消法4、6、消法別表第二、消令8～16の2、消基通6-1-1～6-13-9)

5. 相続税

1. 相続税の概要

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が基礎控除額を超える場合に、その超える部分(課税遺産総額)に対して課税されます。

この場合、相続税の申告及び納税が必要となり、その期限は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。

(注) 被相続人とは、死亡した人のことをいいます。

2. 相続税の納税義務者と課税財産

相続税がかかる人及び相続税の課税される財産の範囲は、次のようになっています。

相続税のかかる人	課税される財産の範囲
(1) 相続や遺贈で財産を取得した人で、財産をもらったときに日本国内に住所を有している人	取得したすべての財産
(2) 相続や遺贈で財産を取得した人で、財産をもらったときに日本国内に住所を有しない人で次の要件すべてにあてはまる人 イ 財産をもらったときに日本国籍を有している ロ 被相続人又は財産をもらった人が被相続人の死亡の日前5年以内に日本に住所を有したことがある	取得したすべての財産
(3) 相続や遺贈で財産を取得した人で、財産をもらったときに日本国内に住所を有しない人で次の要件すべてにあてはまる人 イ 財産をもらったときに日本国籍を有していない ロ 被相続人がその死亡日に日本国内に住所を有している	取得したすべての財産
(4) 相続や遺贈で日本国内にある財産を取得した人で日本国内に住所を有しない人((2)及び(3)に掲げる人を除きます)	日本国内にある財産
(5) 上記(1)～(4)のいずれにも該当しない人で贈与により相続時精算課税の適用を受ける財産を取得した人	相続時精算課税の適用を受ける財産

3. 相続税の税率

相続税額の算出方法は、各人が相続などで実際に取得した財産に直接税率を乗じるというものではありません。正味の遺産額から基礎控除額を差し引いた残りの額を民法に定める相続分により按分した額に税率を乗じます。この場合、民法に定める相続分は基礎控除額を計算するとき用いる法定相続人の数に応じた相続分(法定相続分)により計算します。

実際の計算にあたっては、法定相続分により按分した法定相続分に応ずる取得金額を下表に当てはめて計算し、算出された金額が相続税の総額の基となる税額となります。

課税標準	平成26年12月31日まで		平成27年1月1日から	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下			45%	2,700万円
3億円超 6億円以下			50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

※この速算表で計算した各相続人の税額を合計したものが相続税の総額となります。

4. 相続税のかかる財産、かからない財産

①本来の相続財産

相続税がかかる財産は、まず被相続人から相続や遺贈（遺言による財産承継）により取得した財産です。ここでいう財産とは、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてを指します。

例えば、土地、家屋、立木、事業用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画骨董、預貯金、現金などです。

②みなし相続財産

みなし相続財産は被相続人が死亡したときに所有していた財産ではありませんが、相続税の計算上相続財産とみなして相続税を課税します。このみなし相続財産は相続税法で規定されており、被相続人の死亡によって支払われる生命保険や退職金等が該当します。

③生前贈与財産の加算

相続などにより財産を取得した人が、被相続人の死亡3年以内に、被相続人から生前贈与されていた場合には、その贈与財産（暦年課税）を相続財産に加えて相続財産額を計算します。相続財産に加える贈与財産の価額は、その贈与を受けたときの価額です。

なお、相続時精算課税制度を選択している場合は、同制度選択後の贈与財産については3年以内にかかわらずすべて加算（贈与時の時価）されます。

④相続税の課税価格

相続税の課税価格とは、相続税のかかる財産から債務を控除した金額のことをいいます。相続した財産はもちろん、遺贈によって取得した場合を含めて、各人の課税価格を計算します。その各人の課税価格を合計して「課税価格の合計額」を計算します。

⑤非課税財産

相続財産やみなし相続財産は、原則としてすべて相続税の課税対象となります。しかし、それらの財産の中には、社会政策的な見地、国民感情などから相続税の課税対象とすることが適当ではない財産もあります。そこで、いくつかの財産を相続税の非課税財産とし、相続税の課税対象から除いています。例えば、次のような非課税財産があります。

a) 墓地、仏壇、仏具など

墓地、仏壇、仏具などは日常礼拝の対象となっているものであり、国民感情等の観点から相続税の非課税財産としています。

b) 生命保険金の非課税枠

c) 死亡退職金の非課税枠

d) 相続財産の寄附

相続などにより取得した財産の全部または一部を相続税の申告期限（被相続人の死亡後10ヶ月以内）までに国、都道府県、市町村または日本赤十字社、学校法人、社会福祉法人などの特定の公益法人に寄附した場合には、その寄附した財産は相続税の課税対象から除かれます。

⑥債務控除

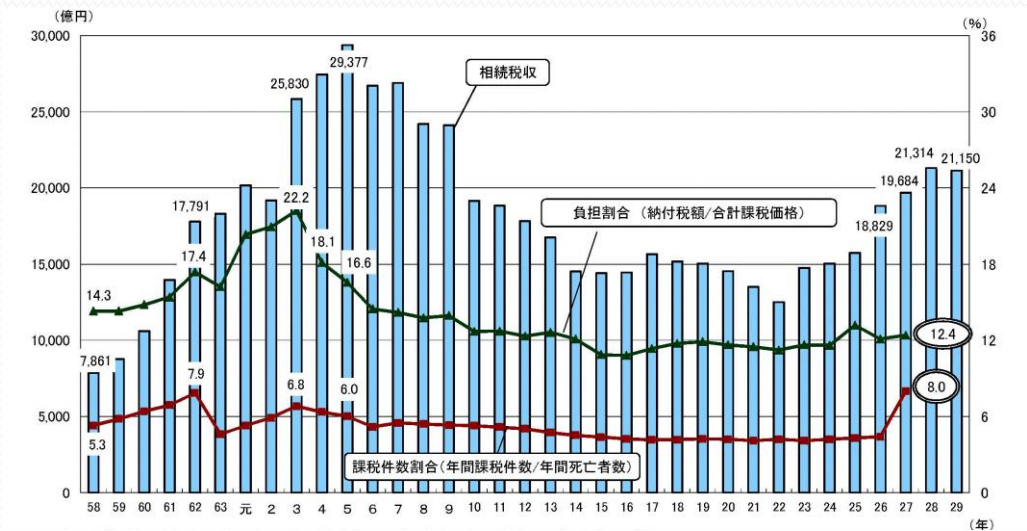
相続税は正味財産に対して課されるものであるため、被相続人が残した借入金などのマイナスの財産は相続財産から差し引くことになります。債務として相続財産から差し引くことができるものは被相続人の死亡時点で支払うことが確定しているものに限られます。

また、葬式費用も相続財産から差し引くことができます。葬式費用は、被相続人の債務ではありませんが、相続に伴い必然的に生ずる費用であり、通常、相続財産から支払われるものと考えられることから相続財産からの控除が認められています。

5. 相続税

基礎控除の引上げなどの改正や地価の下落により、相続税の負担は大きく軽減されてきましたが、平成27年以降は基礎控除が引き下げられたことにより、相続税の負担が生じるケースは、亡くなった方の7%程度になるとされています。

・相続税収と課税割合の推移



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成28年度以前は決算額、平成29年度は予算額)。
(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

出典：財務省HP「相続税の改正に関する資料(平成30年5月現在)」

・最近における相続税の税率構造・基礎控除額の推移

区分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正 (平成15年1月1日以降適用)	平成25年度改正 (平成27年1月1日以降適用)
税率構造	5億円超 (最高税率75%) 14段階	5億円超 (最高税率70%) 13段階	10億円超 (最高税率70%) 13段階	20億円超 (最高税率70%) 9段階	3億円超 (最高税率50%) 6段階	6億円超 (最高税率55%) 8段階
基礎控除	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,200万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (6,400万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (7,650万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (8,000万円)	同左	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数 (4,800万円)
地価公示	昭和58年 100	昭和62年 157.1	平成3年 336.8	平成5年 244.1	平成14年 80.7	平成25年 69.6

(注) 1. 基礎控除の()内は、法定相続人が3人(例：配偶者+子2人)の場合の額です。
2. 地価公示は、三大都市圏(商業地)の昭和58年を100とした場合の指数です。
出典：財務省HP「もっと知りたい税のこと」を基に作成

6. 租税法の基本原則

1. 租税法律主義

日本国憲法で定められている国民の三大義務は「教育を受けさせる義務」（第26条）、「勤労の義務」（第27条）、「納税の義務」（第30条）です。うち、納税に関する第30条の条文は以下のとおりです。

日本国憲法第30条 納税の義務

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収してはならず、国民は納税の義務を負わされることはありません。この原則を**租税法律主義**といい、法律の根拠として日本国憲法第84条に記載されています。

日本国憲法第84条 課税

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

《租税法律主義の内容》

（1）課税要件法定主義

課税要件のすべてと租税の賦課・徴収の手続きは法律によって規定されなければならない。

（2）課税要件明確主義

課税要件および租税の賦課・徴収の手続に関する定めを為す場合に、その定めは一義的で明確でなければならない。

（3）合法性の原則

課税要件が充足されている限り、租税行政庁には租税の減免の自由はなく、また租税を徴収しない自由もなく、法律で定めたとおりの税額を徴収しなければならない。

（4）手続的保障原則

租税の賦課・徴収は公権力の行使であるから、それは適正な手続で行われなければならない。

2. 租税公平主義

税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則で、条文は以下のとおりです。

日本国憲法第14条第1項 法の下での平等

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

担税力に即した課税 税負担は各人の担税力に応じて配分されるべきであるというものです。

※担税力の基準は次の三つ＜所得・財産（資産）及び消費＞で判定します。

⇒水平的公平と垂直的公平

①水平的公平…等しい負担能力のある人には等しい負担を求める

②垂直的公平…負担能力の大きい人には大きな負担をしてもらう

※税負担は、所得税を中心にしながら、これに財産税及び消費税を適度に組み合わせ（タックス・ミックス）、バランスのとれた税制の構築が望ましい。

世代間の公平について

現在の社会保障制度では、人口減少、少子高齢化や格差社会の拡大等により、将来生まれてくる子・子孫らの世代に過度な負担となるため。給付・負担両面で人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平性が確保された制度へと改革していく必要があります。

社会保障制度の安定的財源確保と財政健全化を行うため、基礎的財政収支を黒字化し、公債残高の対GDP比を安定的に低下させていきます。

社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源の確保、財政健全化を進めるため、政府は、消費税率の引き上げを段階的に行うこととしました。税率は、平成26年4月1日より8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）となり、平成31年10月から10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）となる予定です。

なお、国の消費税率については使途が制限された目的税として全額が社会保障費（子育て・医療・介護・年金など）に充てられます。

3. 自主財政主義

地方公共団体は、憲法上の自治権の一環として課税権（課税自主権）をもち、それによって自主的にその財源を調達することができる。これを**自主財政主義**という。

日本国憲法の第92条に地方財政の原則が、第94条に地方公共団体の機能が定められており、条文は以下のとおりです。

日本国憲法第92条 地方自治の基本原則

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

日本国憲法第94条 地方公共団体の機能

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

7. 税理士の役割

**税理士は、法律によって国から資格を与えられた
税務に関するスペシャリストです。**

- 納税者（企業や個人経営者）の依頼を受けて、所得税や法人税等の税務に関して申告を代理したり、書類作成や税務相談に応じ会計帳簿の記帳代行をするのが税理士の主な職務です。
- 税金関係の法律は、所得税法をはじめよく改正されるため、正確で迅速な税務処理を行う上で税理士の存在は不可欠です。
- 経営者の相談役としての役割も求められ、社会的な地位と収入が得られる職業です。

税理士法にその使命が規定されており、その仕事のほとんどが法律によって決まっています。

税理士法第1条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の仕事

(1)税務代理	確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申し立て、税務調査の立会いなどについて代理します。
(2)税務書類の作成	確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。
(3)税務相談	税金のことで困ったとき、分からないとき、知りたいとき相談に応じます。
(4)会計業務	税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。
(5)補佐人	税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するために、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述（出廷陳述）します。
(6)会計参与	税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小会社の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。
(7)社会貢献	税理士は独立した公正な立場で、税に関する専門的知識や経験を活かした社会貢献に努めています。 「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事の調停制度や成年後見制度への参画等を行っています。

大学生向け講義用テキスト—税法を中心に—《参考文献等》

1. 金子宏著「租税法」第十六版及び十七版 弘文堂
2. 金子宏・清永敬次・宮谷俊胤・畠山武道著「税法入門」第6版 有斐閣新書 2007
3. 金子宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘編書「ケースブック租税法」第3版 弘文堂
4. 財務省財務総合政策研究所財政史室 「昭和財政史」昭和49—63年度 第9巻 資料（2）租税・国債
5. 財務省ホームページ
6. 国税庁ホームページ
7. 日税連広報部作成パンフレット「やさしい税金教室」